

「新京都府総合計画」についての基本的見解 1 ページ～
第 111 回京都府都市計画審議会（迎賓館問題） 5 ページ～

● 日本共産党京都府会議員団は、2001 年 1 月 22 日、「新京都府総合計画」についての基本的見解を発表、知事に申し入れをしましたので、紹介します。

「新京都府総合計画」についての基本的見解

－「ソフト重視」の装いで、失政のツケを府民に押しつける総合計画－

京都府は昨年末、21世紀初頭の基本方針となる「新京都府総合計画」（新府総）を発表した。マスコミは「ソフト重視に転換」「数値目標を盛り込む」などとしながらも、「ソフト事業は華やかに見えるが、とらえどころがないのも事実」とも報道している。

知事は、この「新府総」をもとに「新しい世紀にふさわしい魅力ある京都府づくりをすすめていく」としているが、「新府総」がいう「一人一人がいきいきと暮らせる社会」、「たくましい地域経済」などを実現する保障はまったくないばかりか、府民にとって重大な問題をもった「計画」となっている。

本来、地方自治体の「総合計画」は、住民の暮らしを豊かにするための、住宅や上下水道、病院、災害防止など生活基盤を高めるとともに、中小企業、農林漁業、地場産業など、地域経済振興を総合的・計画的にすすめるものでなければならない。ところが、自民党府政のもとで作られたこれまでの「総合開発計画」は、国の財界奉仕の「総合開発計画」の京都版であり、関西財界と京都財界の意向を受け、京都における大企業の生産活動を保障する開発計画となってきた。

今回、こうした「総合開発計画」への、わが党議員団や府民の強い批判のもとで、「ソフト重視」「数値目標の設定」など、一定の改善は図られているが、基本的には従来の総合開発計画を踏襲するものとなっている。

わが党議員団は、住民の暮らしの向上と京都の地域経済の振興を図る立場から、「新府総」についての基本的見解を明らかにし、その改善を強く求めるものである。

1) 「四府総」の総括のない「新府総」—府民の暮らしの目線からの総括こそが求められる

新しい計画をつくる時、これまでの「計画」の総括を行うことは当然の前提である。ところが、今回の「総合計画」は、「四府総」の総括抜きにつくられている。

1991 年度から 2000 年度の十年間、第四次京都府総合開発計画（四府総）がすすめられてきた。この「四府総」は「真の豊さと均衡ある発展をめざして」をスローガンに、丹後リゾート開発や関西文化学術研究都市建設など、6 つの大型開発プロジェクトで府域全体を覆い、大型開発をすすめることによって府民の暮らしが豊かになり、地域が発展

するかのような幻想をふりまいた。

しかし、レジャー産業や民間企業、ディベロッパーなど、大企業の儲け本位の進出に期待する「呼び込み型」の開発や「公共事業で景気回復を」とする経済政策が、完全に破綻、ゆきづまったことは、誰の目にも明らかである。

知事は、議会の答弁で、高速道路や鉄道の電化など、基盤整備がすすんだことで、あたかも「四府総」が達成できたかのように述べているが、まったくのごまかしである。

「リゾート法」にもとづく「丹後リゾート開発」は、地元市町も動員し、多額の税金をつぎ込みながら「行き止まりの道路」や「砂のつかないリゾート海岸」を残すなど、破綻した。高速道路の整備がすすみ、府北部の観光客は増えたが、宿泊客は減少し、地元の旅館や民宿の客は、誘致したホテルに流れ、ストロー効果で地域の活力を奪っている。

「学研都市開発」でも、当初計画どおりに人口は増えないにもかかわらず、基盤整備の負担だけは地元自治体に重くのしかかり、周辺の既存地域との大きな較差を生み出した。

また、「四府総」は「大型店との共存共栄」をいひ、京都駅の「伊勢丹」や大型店の誘致を進めた結果、この十年間に5人未満の小売店が5軒に1軒も減少するなど、中小小売商店を廃業・倒産に追い込んできた。

「四府総」は、「真の豊かさ」も「均衡ある発展」ももたらさず、京都府の事業所減少率は全国最悪（91年比で、マイナス9・54%、全国平均5・43%）で阪神大地震の打撃を受けた兵庫県をも上回っている。

まさに、府民の暮らしや京都経済の実態を無視し、国と関西財界言いなりの「四府総」を押し進めた結果である。

しかも、この「四府総」推進のため、借金は大幅に増え、府債残高は90年度末3549億円から、今年度末には、約3倍・1兆350億円にも膨らんでいる。また、本来府民の暮らしのために使うべき税金を溜め込んだ基金も、まったく底をつく状態になっている。「四府総」は、府財政をも破綻させたのである。

知事は、この「四府総」の到達を「21世紀に飛躍する京都府の舞台づくりはほぼ整いつつある」としているが、京都経済や府民の暮らし、さらには財政の状況をみれば、大きな「負の遺産」を21世紀に引き継いだのである。

府民の前で「四府総」を「総括」出来ないのは、こうした破綻をおおいかくそうとするもので、「新府総」はその出発点から間違っていると指摘せざるを得ないのである。

2) 新府総は「ソフト重視に転換」できるか

「新府総」は、これまでの「総合開発計画」から、「開発」を消し、「総合計画」としている。また、プロジェクトも、「四府総」が、基盤整備中心の6つの広域プロジェクトであったのを、「京の子ども、夢・未来」「安心・長寿・生きがいの京都」など、7つの「創造プロジェクト」をならべ、「ソフト重視」への転換を装っている。これは、大型開発中心の四府総の破綻が、府民的規模で明らかになり、そのままの「継続」が困難となった結果である。

国の「新しい全国総合開発計画」（五全総－98年3月閣議決定）も「ソフト重視に転換」と特徴づけられたが、その中心は、6つの海峡横断道路計画や首都移転計画など、相変わらずの無駄な大型公共事業が、その柱となっている。「ソフト重視」は、「開発優先」を覆い隠す、隠れ蓑となっているのである。

京都府の「総合開発計画」も、もともと、国土開発の上位計画である「全総」や「新近畿創生計画」（すばるプラン）に束縛されるものである。そのうえ、知事は、これまでから「有利な起債の活用」など、国の財政を使った大型開発・公共事業優先の施策を無批判にすすめてきており、この反省なしには、新しい府政への転換はできない。逆に、府財政が破綻状態にある中で、国の補助事業の導入や「有利な起債」など、これまで以上に国いいなりの府政運営になることは明らかであり、府民の期待にこたえた「ソフト重視への転換」はできない。国政では「公共事業50兆円、社会保障に20兆円」という逆立ちした税金の使い方をただし、京都府政でも、国言いなりの大型公共事業中心から、府民の営業と暮らし第一の施策への転換が求められている。

3) 新しい装いをこらした「新府総」の問題点

以上「新府総」の基本的な問題点について述べたが、以下、全体にかかわる具体的問題点を明らかにし、その改善を求めるものである。

①府民の暮らしの実態分析がまったくない総合計画

「新府総」の「計画」を作成するために、第一に求められることは、府民の声・願いにどうかたえるかである。

今日、長引く不況のもとでの雇用不安と経営困難、国の医療や年金など国民への負担の押し付けのもと、府民の生活不安は増す一方である。ところが400ページにもものぼる「計画書」では、与党議員も、「府民の現実の叫び声が全く聞こえてこない」と言わざるをえないほど、府民の暮らしと経営の実態には、まったく触れられていない。

しかし、実態の分析なしに解決策を示す事は不可能である。「新府総」が、いくらばら色の将来像を示しても、「府民みんなの指針」とはならず、府民にとっては、「空虚」にしかうつらないのである。

ここには、府民の暮らしと京都経済の実態を明らかにすることによって生じる府の責任を回避しようとする姿、同時に、府民の暮らしと京都経済の向上に真に立ち向かおうとしない姿が示されている。

②「自助・自立」「地域の自立」論で、府の責任を棚上げする総合計画

今回の「総合計画」の大きな特徴の一つは、その「計画の策定にあたって」の中で「自助・自立」「地域の自立」を強調していることである。この言葉は、これまでから福祉や医療を切り捨てる時、必ず使われてきた言葉であり、地方自治法が定める「住民の福祉の増進を図ることを基本」とする地方自治体の役割を投げ捨てようとするものである。

「新府総」が、いくら「安心・長寿・生きがいの京都」などの言葉で飾ってみても、「その実現は、『自助・自立』『地域の自立』で」ということになる。

このことは、「数値目標」を見ても、市町村や府民の努力によって達成される性格のものが多く含まれている一方で、防災計画の危険個所の解消や医療過疎地域の解消や産廃問題など、本来、府の責任で行うべき課題の数値目標は定められていないなど、府の役割、責任があいまいにされている。「自助・自立」や「地域の自立」が強調されているのは、府財政が破綻状態にあるもとの、バラ色の「将来像」が実現できるかどうかは、府民の責任、地域の責任、市町村の責任だと、事実上府の責任を棚上げにするものである。

すでに、知事は、「介護保険の利用料・保険料の減免制度実施のために、府が市町村の支援を」とわが党議員が求めたのに対して、「府と市町村の役割を明確に区別すべきだ」

とことさら強調するなど、府の責任や財政負担を最小限にとどめようとする答弁をくりかえしている。ここに「自助・自立」論の本音が現れている。また、「地域の自立」の強調は、「自立」できる財政基盤を持つことを口実に、市町村合併を押しつける動きとも重なるものである。

③大型開発・大型公共事業を新しい装いですすめる総合計画

第3章では、府下を6つの地域に分けて「地域別の整備の方向」を示しているが、これは「四府総」の6つの広域プロジェクトを基本的に引き継いでいる。府民生活に関わるソフト部分が抽象的であるのに比して、この部分は交通ネットワークの整備を中心に具体的である。市内高速道路・迎賓館・学研都市開発・閑空二期工事など「五全総」や「すばるプラン」に掲げられたものはしっかりと書き込まれ、先に述べたとおり、ゼネコン奉仕の仕事確保がはかられている。また「ITバザール」は、まだ詳細は明らかにされていないが、新たな装いで財界奉仕の公共投資がすすめられることが懸念される。ITや科学技術の進歩が、京都の地場産業や中小企業の発展と結びつき、京都の産業の活性化に寄与すること、また「IT革命」の「光と影」を見据え、長期的な視野に立った対策こそが必要である。

④「行財政改革」と「重点化」で府民に犠牲をおしつける総合計画

新府総が対象とするこれからの10年は、1兆円をこえる借金の返済が本格的にはじまる10年である。来年度から年間約9千億円の府一般会計予算から1千億円以上を府債の元利返済に充てなければならない。新府総は、バラ色の「将来像」実現の責任を府民や市町村におしつけるだけではなく、府民サービスの切捨てで府民に新たな犠牲を押しつけようとするものである。すでに、「財政健全化」で、介護激励金の廃止や障害者団体への補助金の削減、私学助成の削減をすすめてきた。「公共事業の重点化」で、国直轄事業や大型公共事業の予算を増やす一方、生活道路の整備や交通安全施設など生活密着型の事業を切り捨ててきた。また、「行財政改革」で、教職員・府職員の人員削減をすすめてきた。

福祉や医療、教育などの「ソフト重視」というのであれば、「財政健全化指針」にもとづく、福祉や医療の切捨てを止め、大型公共事業を見直し、府民の命や健康、暮らしや営業に関わる施策にこそ重点的に予算を回すべきである。

また、子育て支援や教育、食料自給率の向上、さらには環境問題など、21世紀を展望して「放置できない課題」への重点的な予算の配分こそ求められている。

なお、「基本計画」で「人権意識を高めるための、人権教育・啓発の推進」「人権の視点に配慮した施策の推進」が掲げられているが、これは、同和行政の終結が求められているとき、「差別意識は依然として根深い」とする「解同」の言い分に迎合し、同和問題の解決に逆行するものである。

新府総は、府民の暮らし・雇用・営業が大変で、京都経済そのものが大変なときに、バラ色の抽象的な「将来像」を描いているが、府民の共感を得られるものではない。日本共産党府会議員団は、「安心して働き、住みつつけられる京都を」と願う広範な府民のみなさんとともに、力をあわせて奮闘するものである。

- 2001年1月24日、第111回京都府都市計画審議会が開催され、日本共産党府会議員団からは岩田隆夫議員が委員として出席。既に京都市において都市計画決定された京都迎賓館建設予定地部分を都市計画公園区域(京都御苑公園)から一部除外する議案に反対する立場から、次のように発言(大要)しました。
なお、25名の委員が参加し、岩田委員のみが反対を表明しました。

「京都迎賓館」建設のための公園の変更について、岩田隆夫議員の発言要旨

A ; 審議会の公開・傍聴について

今回の議案に対して、府民のなかに反対意見が多く、先の京都市都市計画審議会でも、出席委員の約3分の1が反対ないし保留の意見を表明されるなど、府民注目の審議であり、傍聴を認め堂々と開かれた審議とすべきものと思います。

ここに出席しておられる草木副知事が、既に一昨年、公開は時代の流れであり、「開かれた府政」めざし、今後、可能な限り各種審議会は「公開の方向で」努力したい旨、発言されています。

本審議会は、府民の利害に直接かわる重要な審議会であり、「公開」が強く望まれているものです。ぜひ、「公開」すべきものと思います。

B ; 議案について

都市計画法の運用は厳格にすべきもの

都市において、無計画に住宅や工場、学校や医療施設など、その目的や用途の異なるものがバラバラに建てられ、それぞれが競合、相殺しあったり、環境を悪化させたり、住民の都市生活に不便や不都合が起らないよう、地区を決め、用途を決める。一旦決めたら、その用途以外のものは建てさせない。これが法に基づく都市計画であり、強い強制力をもつものです。

このように、都市計画は強い法律であり、強い強制力をもって住民全体の利益を守り、都市活動を支え、補強するものであるからこそ、厳正で慎重な審議が求められているのだと思います。

また、強い強制力をもつからこそ、都市計画法は厳格に執行されなければなりません。それを「特別」の権限があるからといって、国や地方自治体が特権的にこの枠組とルールを破ることが許されないのは当然であります。

議案の目的 ; 「迎賓館建設」自体が無理で、必要のない計画

そもそも、今回の「国の迎賓館建設」計画自体が必要性と合理性のないものです。国民の税金を使って、府民の反対を押しきってまで、さらには貴重な京都御苑の国民公園

を排除してまで建設すべき妥当性はなく、容認できないものです。

重ねて述べますが、今計画は、外国の賓客を招いて泊める鉄筋コンクリート建ての宿泊施設を「和風」と名づけたうえ、既に都市計画決定されて、本来、何も建てることのできない、また建てたはならない御苑の中に、それも、我が国に三つしかない国民公園をつぶしてまで文字どおり無理、無茶を押し通して建ててしまおうとする——ほんとうに妥当性のない建設計画なのであります。

既にわが国は、赤坂に迎賓館を持っており、本来、建てる必要のないものです。世界中に迎賓館を2つもつ国はありません。近年、わが国を訪問する国賓は、高級ホテルを利用されるケースがほとんどです。そのため赤坂の迎賓館も年に数回しか使われず、その維持・管理に大変な額の予算をくっています。

みなさんご承知のように、京都御苑には「大宮御所」という由緒ある伝統的な日本建築、それも歴史に裏打ちされた本物の接遇所があります。近年でもインドの首相やイギリスの故ダイアナ王姫も泊まっておられます。何百億円もの国民の税金を使って、もう一つ迎賓館を京都御苑内に建てる必要はまったくありません。

日本中の人から、「日本の心のふるさと」と呼ばれる京都のまちのど真ん中に位置し、御苑全体が緑豊かな森に囲まれ、1200年の歴史を持つ歴史的文化的価値の高い建築物が建っています。1200年の歴史の中で常にその中心でありつづけた日本建築の粋、すべて本物の文化遺産です。「指定」こそ受けていませんが、実質的に「世界遺産」であり、「国宝」といっても間違いありません。

本物のなかに「ニセモノ」を建てたら、すべてがダメになります。「和風」は「和風」であっても、純木造の日本建築とは違います。日本建築もどき、「まがい物」を建てたら、全体の価値がそこなわれてしまいます。こんな過ちを犯してはなりません。後世の笑ひ者、世界中から失笑を買います。

迎賓館建設計画は「都市計画法」の精神と規定に反する計画

今回の6000通近い反対を主張する府民の意見の中心は、「建てる必要のないムダな建設」というもので、尊重すべきであり、今回提案されている公園区域の変更はすべきではありません。

とくに、京都弁護士会など、法律の専門家から出されている「都市計画法及び都市公園法に違反する」との疑念、これは資料2、「都市計画案に対する意見書要旨」という冊子の295ページに掲載されておりますが、法の趣旨と規定に違反しているとするこれらの意見はすべて妥当なものであり、法律違反を指摘されている以上、本審議会として十分吟味し、本審議会の権威にかけて、慎重な対応をすべきものと考えます。

はじめにも述べましたように、今回の案件は、そもそも都市計画法に基づいて、都市公園区域として用途を決めているところ、その真ん中の2割もの広大な土地を、例外的に公園から削除し、用途変更するというものです。こうしたことを推し進めようというのなら、100歩譲っても、その内容と結果について、住民10人のうち10人が、「その方がよい」「正しい判断だ」とうなずいてくれる、賛同してくれる合理性、妥当性がが必要です。今回の案件はそのまったくの逆で、公告縦覧中に寄せられた5,128名の意見がすべて「反対」であります。こうした例外的措置を、法を曲げてまで押し通すならば、今111回都市計画審議会は、「それは歴史に汚点を残したものだ」と府民のみなさんが判断され

ても仕方がないものになってしまうと考えます。

そこで、今回、無理な「迎賓館建設」計画を押し通す、つまり都市計画法上の「つじつま」を合わせる、唯一の根拠として「こじつけ」しているのが「これは都市施設だから」というのもですが、あまりにも無理があります。

第一に、「都市施設」と言うのに、この京都迎賓館は、不特定多数の府民だれもが使える、公開されたものではありません。むしろ、私どもの交渉に対応した政府当局者自身が「下々のものには使ってほしくない」と公言するような、府民を排除する施設です。こうした公開性のない施設を、左京区にある京都会館などと同様の都市計画法上の「その他の教育文化施設」、すなわち「会議場」にあたるとするのはまったく無理な「こじつけ」であると考えます。

しかも、この施設が使われる時は、要人警護の理由で、利用の何日も前から厳重な検問と警戒下におかれ、当日ともなると、公園である御苑全体で府民の利用が規制を受け、排除されることになり、都市生活、都市活動に否定的影響を与えることになり、府民の利用する「都市施設」との規定はどうてい府民の納得を得られるものではありません。

さらに、無理に建設しようとする計画自体が、都市公園を一部廃止・縮小し、府民の都市活動、都市生活を制限することになるもので、これは都市公園法で厳しく「してはならない」とされている「不法な行為」にあたります。

今回出席しています私たち委員は、府民全体からの信託を受けて、都市計画法の精神にのっとり、府民の利益を守り、都市生活、都市活動を守る立場で審議する責任を負っているわけですから、是非こうした立場と責任を持って、法律の専門家である弁護士会の意見や、府民からの意見に謙虚に耳を傾けたいと思います。

以上、3点、①今回のような議案が提出されること自体、都市計画上の整合性に著しく欠け、法の精神に反するものであること。②そもそも「迎賓館建設」自体が必要のないものであること。③手続き・内容としても、都市計画法と都市公園法に「違反」する疑いがぬぐえないものであること。以上の3点を指摘しまして私の反対の理由表明とさせていただきます。ありがとうございました。

C ; 採決の方法について

これまで、議長さんのお人柄だと思いますが、「みなさん原案通りでよろしいでしょうか」という円満な形式で慣例的におこなわれてきました。しかし、事は「公」の議題で、しかも府民の多数が反対の意見を表明されている案件についてのものです。当然、議事録に残る議決を求められているのですから、表決は一人ひとりの態度が判る方法に改善すべきだと思います。

これまで私は、賛成できない案件には採決に際し、賛成できない理由を意見表明してきましたから、議事録に残りますが、ほんらいは府民からの負託を受けている委員の責任ある表決が求められているのだと思います。これからの表決は挙手で、保留もふくめ、賛否が明確に判る採決方法にしていきたいと思います。

● 討論では、野中一二三委員（園部町長）が、岩田委員の「必要性のないもの」「都市施設としての公開性がない」との批判に反論する形で、「迎賓館建設

についての閣議了解（平成6年）で「地方公共団体等がおこなう国際交流事業を含め関西圏の活性化・国際化に資する使用にも有効に活用」とあるが、その通りかとの旨を質問。鹿野菜穂子委員（立命大教授）が「都市計画法、都市公園法に違反するという意見があったが、説明を」と質問しました。

また、岩田委員も要求した「審議会の公開」については、坪内正一委員（自民）、佐藤宏委員（公明）、山脇潤委員（民主・府民）、木村繁雄（新政）等の各委員が「必要ない」などと反対したため、引き続き「継続審議する」となり、今回は非公開となりました。

* お詫びと訂正

印刷された本号の一部に、第111回京都府都市計画審議会の参加者数を32名と誤記（5ページ）したものが、手違いで混入しておりました。正しくは25名ですので、訂正し、お詫びいたします。